

平成 23 年 11 月 30 日

国立大学法人北海道大学オープンファシリティ使用規程に関する申合せ

創成研究機構運営委員会決定

第 3 条関係

- 1 規程第 3 条第 3 項の「その他管理責任者が特に認めた者」とは、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 本学以外の大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人及び独立行政法人に所属する者
 - (2) 本学と交流又は連携等に係る協定等を締結している機関（前号に定める機関を除く）に所属する者
 - (3) 北大リサーチ&ビジネスパーク推進協議会規約第 4 条に定める機関に所属する者（前 2 号に定める機関を除く）
 - (4) 前 3 号に該当する機関に所属する者が管理責任者に推薦する者
 - (5) その他学術研究の発展に資するため、管理責任者が特に必要と認めた者

附 則

この申合せは、平成 23 年 12 月 1 日から実施する。